

平成30年12月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 平成30年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年12月6日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第34号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について  
議案第35号 教育財産の転用に伴う財産処分について
  - 5 報告第25号 平成30年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第26号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について  
報告第27号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
  - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第34号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について  
議案第35号 教育財産の転用に伴う財産処分について
  - 2 報告第25号 平成30年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第26号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について  
報告第27号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者  
教育長 田中 庸恵

委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	山元	幸惠

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	井上	栄
学校教育部次長	小倉	貴志
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	富島	淳一
中央図書館副参事	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
指導課長	川又	和也
就学支援課長	六郷	真紀子
保健体育課長	高井	伸明
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山村	雅彦
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	副主幹	西村	直
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

## ○教育長

ただいまから、平成30年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第26号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」、報告第27号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」、報告第28号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、平田史郎委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

## ○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第34号「市川市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○生涯学習部次長

はい、生涯学習部次長です。議案第34号「市川市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明いたします。それでは、改正の概要についてご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。まず、改正の理由です。公印の印影印刷の承認をした公文書の枚数を正確に把握するため、公印印影印刷承認申請書の記載事項を改めるほか、所要の改正を行う必要があるため、本規則の一部を改正するものです。次に、改正の内容です。議案2ページをお願いいたします。一点目は、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校長印の名称の見直しでございます。「市川市立小学校、中学校及び特別支援学校長印」を「市川市立小学校、中学校及び特別支援学校長之印」に改正いたします。二点目は、公印印影印刷承認申請書の記載事項の改正でございます。議案3ペ

一に改正後の申請書がございますので、ご覧ください。最後に、施行期日です。速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第35号「教育財産の転用に伴う財産処分について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。議案5ページをお願いいたします。議案第35号「教育財産の転用に伴う財産処分について」ご説明いたします。恐れ入りますが、6ページ、7ページをお願いいたします。こちらは、平成30年度に財産処分予定の保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧でございます。財産処分とは、国庫補助を受けて整備した学校施設を、当初の補助目的以外の施設として、転用、貸与、譲渡、取り壊し等をする場合に必要とされる、文部科学大臣への承認申請又は報告の手続きとなります。本市の放課後児童健全育成事業の施設として、設置されている保育クラブのうち、国庫補助金等により整備された小学校の余裕教室等を活用している場合は、国庫補助金等に係る財産処分の対象となることから、順次財産処分を行って参りました。本件は、新たに設置された保育クラブの財産処分を行い、建物の一部を当課から青少年育成課へと転用するものでございます。次に、恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。財産処分の手続きについて、上の欄にあります原則として補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる11校全ての保育クラブが、下の欄にあります納付金免除要件の①、③、④に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告のみとなり、③、④にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への承認申請が必要となります。次に、恐れ入りますが、議案9ページをお願いいたします。こちらは、財産処分手続きの概要でございます。中央左側にあります、丸で囲んである箇所の無償から下段が今回の手続きとなります。先程もご説明させていただきましたが、補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

### ○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、「報告」に入ります。報告第25号「平成30年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）」に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

### ○生涯学習部次長

はい、生涯学習部次長です。それでは、報告第25号、「平成30年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）」について、ご説明いたします。議案は10ページから14ページとなります。「平成30年度市川市一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育費に係る予算につきましては、12月市議会定例会に議案を提出する前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、13ページをお願いいたします。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、ご説明いたします。（第20款）市債、（第1項）市債、（第8目）教育債、（第3節）社会教育債について、史跡曾谷貝塚公有化事業として今年度購入する土地の実測面積が、登記簿上の面積より増となったこと等から、本補正予算にて増額要求することに伴い、財源となる市債について、2,240万円の増額要求をするものです。この結果、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、33億9,662万2千円となります。また、14ページをお願いします。教育費に係る市債は、今回の補正により、20億9,500万円となります。続きまして、「歳出」です。13ページにお戻り下さい。まず、（第2項）小学校費、（第1目）学校管理費、（第18節）備品購入費につきましては、平成31年度より新4・5年生を対象として大和田小学校に増設する仮設校舎において、教卓をはじめとした学校用備品を購入するため、200万円を増額要求するものです。次に、（第4項）学校給食費、（第1目）学校給食費、（第18節）備品購入費につきましては、故障した新浜小学校のスチームコンベクションオーブンの買い替えに加え、老朽化が進む焼き物機をスチームコンベクションオーブンに入れ替えるため、1,400万円を増額要求するものです。また、（第6項）社会教育費、（第2目）文化財費、（第17節）公有財産購入費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、史跡曾谷貝塚公有化事業として今年度購入する土地の実測面積が、登記簿上の面積より増となったことにより、土地購入費2,946万4

千円を増額要求するものです。一方、(第22節) 補償補填及び賠償金につきましては、購入用地に係る家屋等移転補償費が、当初見込みを下回ることから、705万5千円を減額補正するものです。以上、歳出につきましては、合計で、3,840万9千円を増額要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、136億3,296万5千円となります。最後に債務負担行為の追加となります。14ページをお願いします。まず、小学校特別教室冷暖房設備借上料及び中学校特別教室冷暖房設備借上料です。本市におきましては、普通教室についてはエアコンの設置率が100%となっておりますが、特別教室については一部の設置に留まっております。そのため、昨今の猛暑を鑑み、熱中症の危険性が増大する平成31年7月までにエアコンを設置・稼働させるためには、工事期間も考慮し、年度内にリース契約を締結しておく必要があることから債務負担行為を設定するものです。債務設定期間については、小・中学校ともに平成30年から44年度、限度額は、小学校が10億5,700万円、中学校が5億7,600万円です。また、学校保健定期健康診断委託費につきましては、児童・生徒の健康診断を31年4月当初から実施するためには今年度中に入札を実施し、委託業者を選定しておく必要があることから、債務負担行為を設定するものです。債務設定期間は、平成30年から31年度、限度額は2,600万円です。説明は以上でございます。なお、質疑については、各担当課長が答弁いたします

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第25号を終了いたします。続きまして、報告第26号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」、報告第27号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」、報告第28号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」を議題といたします。

○教育長

これより、報告第26号、報告第27号、報告第28号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、義務教育課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

【報告第26号・報告第27号・報告第28号 非公開部分】

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、平成30年12月定例教育委員会を閉会いたします。  
(午後3時22分閉会)